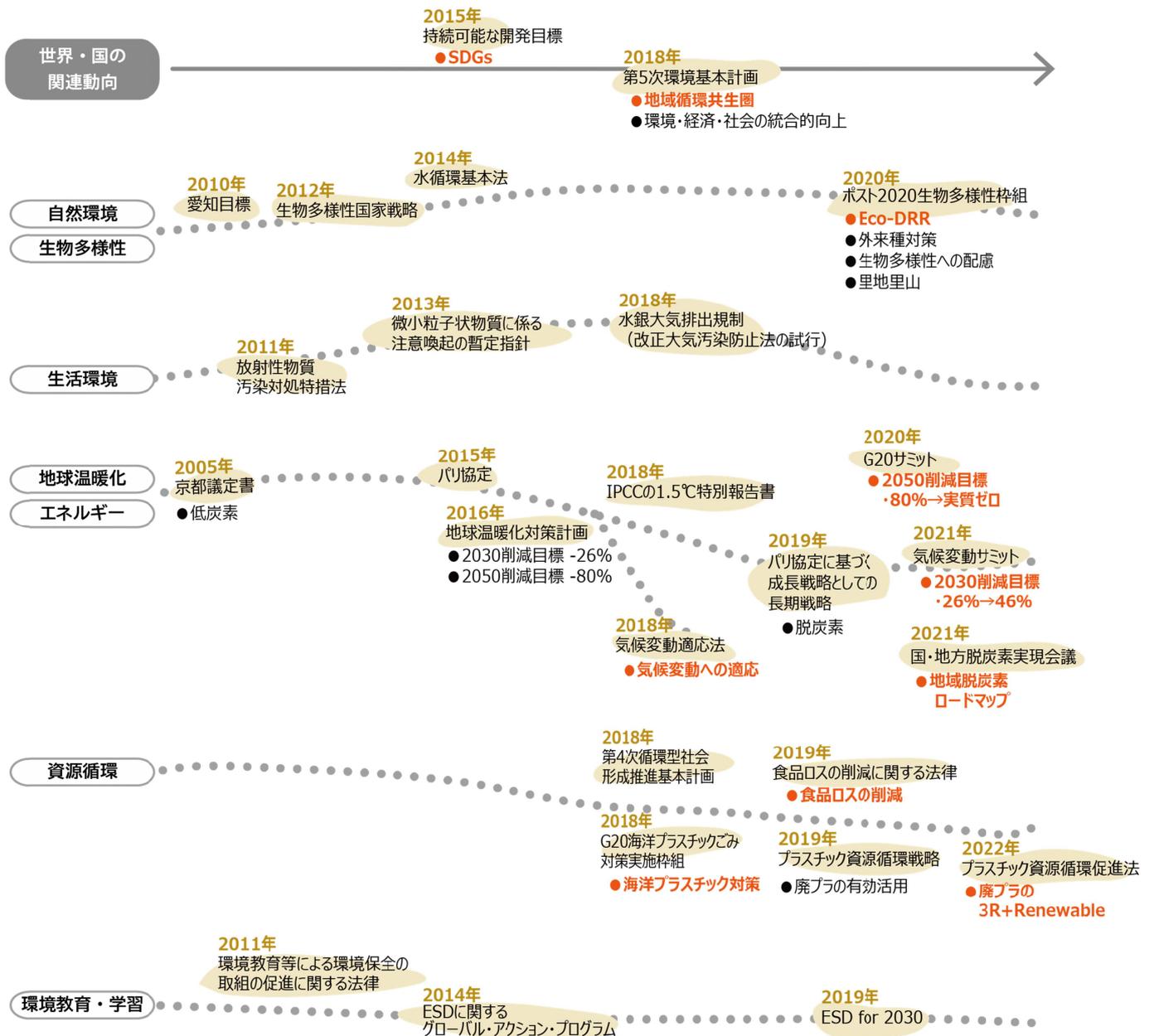


環境情勢の動向

2014（平成26）年3月に策定した「江別市環境管理計画後期推進計画」以降、環境情勢を取り巻く国内外の状況は大きく変化しています。

その中で、特に重要なキーワードとしては、赤字でお示した「SDGs」・「地域循環共生圏」をはじめ、各分野では「温室効果ガス排出量の削減」・「気候変動への適応」・「食品ロスの削減」・「海洋プラスチック対策」・「廃プラの有効活用」などがあげられます。



(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs は、2015（平成 27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標」です。

社会・経済・環境の 3 つの側面から捉えられる 17 のゴール・169 のターゲットを統合的に解決し、持続可能なより良い未来を目指すための世界共通の目標となります。

また、SDGs の 17 のゴールは、それぞれの特徴から「People（人）」・「Prosperity（繁栄）」・「Planet（地球）」・「Peace（平和）」・「Partnership（連携）」の、5 つの具体的なキーワードに分類できます。これらは、それぞれの頭文字を取って「5 つの P」と呼ばれています。



図 1 : SDGs の「17 のゴール」と「5 つの P」の関連イメージ

出典：「国際連合広報センター」

- 目標 1 貧困をなくそう 目標 2 飢餓をゼロに 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 目標 10 人や国の不平等をなくそう
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを 目標 12 つくる責任つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を 目標 14 海の豊かさを守ろう 目標 15 陸の豊かさも守ろう
- 目標 16 平和と公正をすべての人に 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(2) 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、国の「第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月閣議決定）」で提唱された考えで、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決に向けて「地域でのSDGs（ローカルSDGs）」の実践を目指すための構想です。

各地域が地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、例えば都市と農村のように、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで地域の活力が最大限に発揮されることを目指しています。



図 2：地域循環共生圏の概念と目指す取り組みのイメージ

出典：「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

(3) Eco-DRR

Eco-DRR (Ecosystem-based disaster risk reduction) とは、防災・減災を目的に整備されるグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用すること）を指しています。

「森林による土砂災害の軽減」・「再生した湿地などを活用した洪水緩和」「防風林・防砂林などによる災害の低減」など、日本では古くから活用されてきた手法でもあります。

自然資源の有効活用は、生物多様性の保全や地元木材の産業利用に繋がるなど、様々な付加価値が発生するため、現在世界的に注目を集めています。

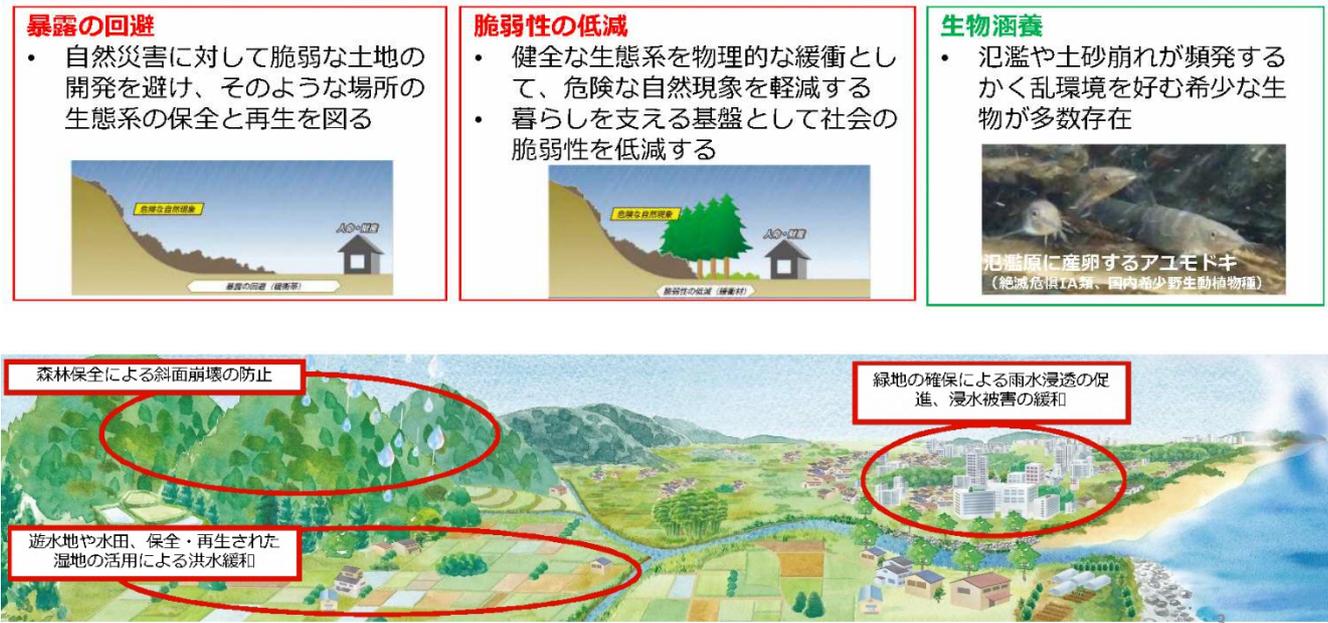


図 3 : Eco-DRR のイメージ

出典：「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」（環境省）

(4) 脱炭素社会の実現（緩和策）

「IPCC の第 6 次評価報告書（2021（令和 3）年）」において「人間の影響により温暖化が進んでいることが断定される」など、現在地球温暖化が進行していることは明白となっており、地球温暖化の進行を「緩和」するための対策が不可欠となっています。

そのため国は、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するために脱炭素に注力しており、野心的な目標として、「2030（令和 12）年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（2013（平成 25）年度比）」、「2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を掲げています。

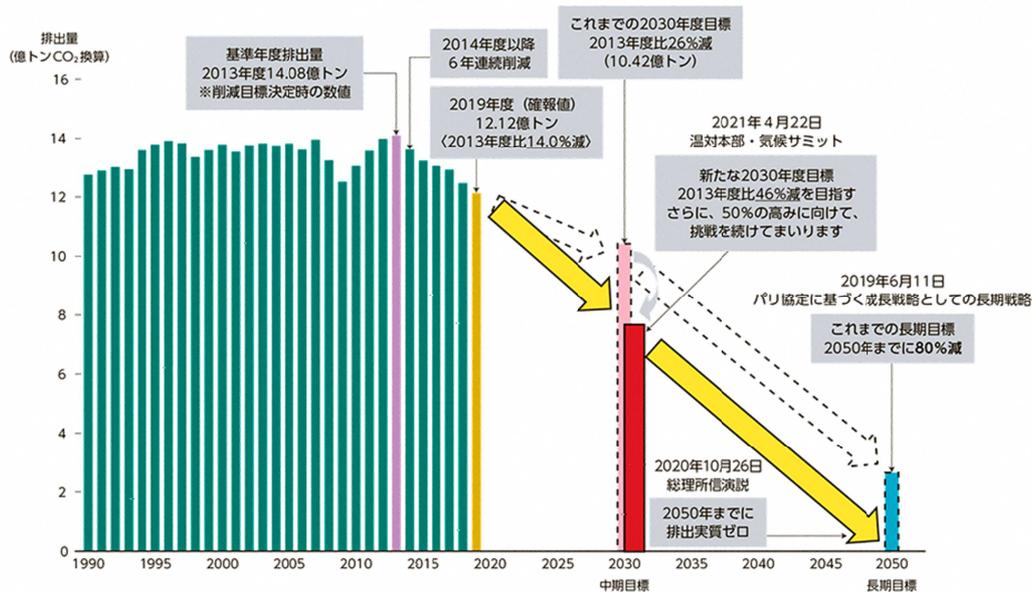


図 4：国の温室効果ガス排出量の状況と今後の排出量目標のイメージ

出典：「令和 3 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

(5) 気候変動への適応（適応策）

地球温暖化を緩和するために脱炭素の取組が進められていますが、「緩和策」をどれだけ進めても気温上昇は止められないことが予測されており、地球温暖化は避けられない状況です。

そのため国は、気候変動による様々な悪影響を最小限に抑えるために、2018（平成 30）年に「気候変動適応法」の施行や「気候変動適応計画」の閣議決定を行うなど、気候変動への「適応策」の推進に注力しています。

この「適応策」は、「緩和策」と併せて地球温暖化対策の両輪として位置づけられているもので、地球温暖化対策を進めるうえで重要なものとなっています。



図 5：緩和策と適応策のイメージ

出典：「令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

(6) 地域脱炭素ロードマップ

地域脱炭素ロードマップは、「2050（令和 32）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指して、国と地方が協働しながら取組を進める過程を示したものです。「脱炭素」の取組に併せて、「地域課題の解決や地方創生に貢献する」ことを目的としています。

ロードマップでは、「①2030（令和 12）年度までに 100 か所以上の「脱炭素先行地域」を作る」・「②全国で脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型太陽光・EV など）を実行する」ことを目標としており、それらの事例を全国に波及させることで「脱炭素」の実現を目指しています。

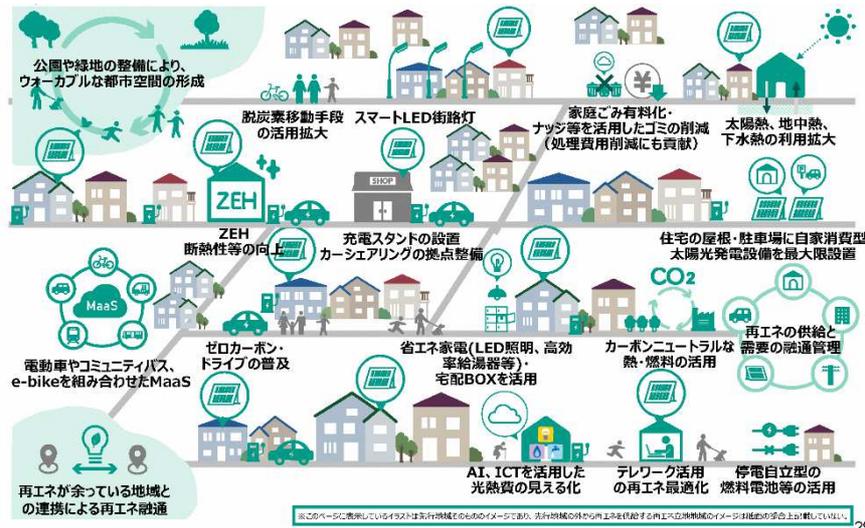


図 6：脱炭素先行地域のイメージ

出典：「地域脱炭素ロードマップ（概要）」（内閣官房）

(7) 食品ロス

売れ残り・食べ残し・期限切れなどで、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品を食品ロスといいます。食品ロスは、ゴミ処理に多額のコストがかかることや、燃やされることで CO2 を発生することなど、食料を無駄にすることに加えて環境への負荷も発生させています。

日本では年間約 500 万 t の食品ロスが発生しており、事業からと家庭からの割合は約半分ずつとなっています。そのため、事業者のみならず、一人ひとりが食品ロスを減らす意識を持つことが重要となります。

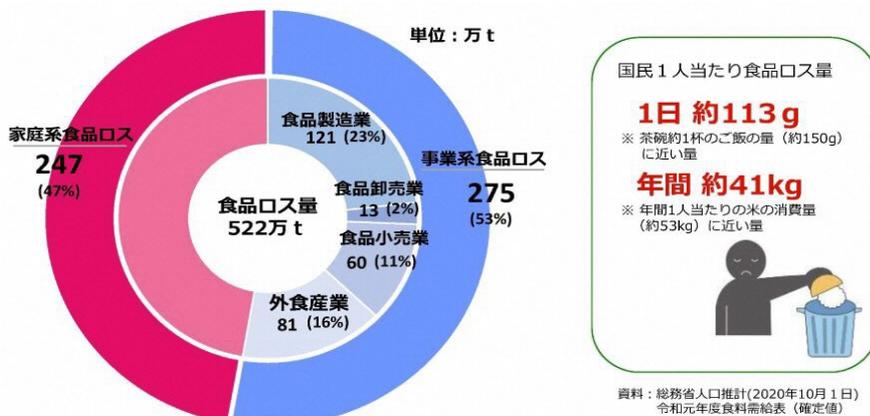


図 7：日本で発生している食品ロスの内訳

出典：「農林水産省 HP」（食品ロスとは）

(8) 海洋プラスチック対策

プラスチックは、社会生活のあらゆる場面で利用されており、便利な一方、細かく碎けてマイクロプラスチックとなっても、自然分解されずに半永久的に残る特徴があります。不適切な処理やポイ捨てなどで大量に海に流れ出たプラスチックごみは、海洋環境の汚染などの悪影響を及ぼしています。

こういった状況を踏まえ、国は 2019（令和元）年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しており、海洋プラスチックごみの削減・回収などの取組を進めています。



図 8：海岸に漂着するごみの状況（左）と漂着物の例（右）

出典：「海洋プラスチックごみ問題について」（環境省）

(9) 廃プラの 3R+Renewable

近年、「海洋プラスチック対策」・「気候変動問題」・「諸外国の廃棄物輸入規制強化」などの情勢から、国内でプラスチック資源を循環させる重要性が高まっています。

そのため国は、プラスチックの資源循環を総合的・計画的に進めるために、2022（令和 4）年 4 月より「プラスチック資源循環促進法」を施行しました。

「3R+Renewable」は、無駄なごみを出さない「Reduce」、物を何度も繰り返し使う「Reuse」、ごみを資源として再利用する「Recycle」の 3R に、プラスチック製品の原料を紙やバイオマスプラスチック等に置き換える「Renewable」を加えた言葉です。



図 9：プラスチック資源循環促進法の概要

出典：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」（環境省）